

令和 8 年熊本地震 被災者受入支援制度等一覧

令 和 8 年 8 月 作 成

防府市

目 次

○ 令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用について

● 相談窓口

- 1 総合相談窓口 P1
- 2 心のケアや健康相談 P2

● 住宅支援

- 3 住宅支援（市営住宅、県営住宅） P3
- 4 水道料金・下水道使用料の免除 P5

● 生活支援

- 5 生活必需品の支援 P6

● 母子及び子育て支援

- 6 母子保健（妊産婦・乳幼児） P7
- 7 子育て支援（保育所等・一時預かり・学童保育・児童手当等） P8
- 8 子育て支援（子育て短期支援事業（ショートステイ）） P9

● 教育等の支援

- 9 幼稚園への入園 P10
- 10 小中学校への転入学 P11
- 11 県立高等学校、特別支援学校への転入学 P12
- 12 私立学校（中学校、高等学校）への転入学 P13

● 高齢者・障害者への支援

- 13 養護老人ホーム（やはす苑）入所の支援 P14
- 14 介護サービス（施設入所・サービス利用等）の支援 P15
- 15 障害福祉サービス（施設入所・サービス利用等）の支援 P16
- 16 障害者・高齢者への路線バス・タクシー運賃の助成 P17
- 17 高齢者の就業支援 P18

○ 転入の際の手続き

- 18 転入手続 P19
- 19 国民健康保険 P20
- 20 後期高齢者医療 P21
- 21 国民年金保険料の免除 P22

○ 医療機関の紹介

- 22 医療機関の紹介 P23
- 23 歯科医院の紹介 P26

○ その他の支援

- 24 被災者法律相談援助 P28

○令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法の適用について

(令和 8 年 7 月 28 日 第 1 報)

災害救助法適用市町村一覧

(熊本県 10 市 10 町 1 村)

【熊本県】

熊本市（くまもとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）、上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）

※災害救助法の適用区域に追加等があった場合には、その都度変更されます。

1 総合相談窓口

市外で被災された方からの各種相談をくらし安全課で受け付けます。必要に応じて担当の窓口を紹介するなど、防府市で生活するための支援を行います。

対象となる方

次の項のうち①かつ②、又は①かつ③に該当する方

- ① 該当者の住所が被災以前に災害救助法の適用を受ける区域にあった人。
- ② 当該災害により、住宅の損壊が認められる人
- ③ 当該被災地の道路が寸断など、インフラの破壊等により当該地に居住することが困難で、長期の避難が必要と認められる場合

相談内容

住宅支援、生活支援、母子及び子育て支援、教育等の支援、高齢者・障害者への支援などに関する相談と担当窓口の紹介

※ この相談窓口は、被災された方が、安心して生活するためのお手伝いをする窓口です。
必要な対応や手続をする窓口の紹介や問合せを行います。

受付時間 8：30～17：15（土日・祝日を除く）

○ 災害救助法の適用について

令和8年熊本地震適用市町村は、前のページをご覧ください。

【相談先】 防府市 生活環境部 **くらし安全課 市政相談係**
（防府市役所本館1階10番窓口）

TEL 0835-25-2194

FAX 0835-23-2145

E-mail soudan@city.hofu.yamaguchi.jp

2 心のケアや健康相談

被災されたことにより、こころと体にいろいろな反応や症状が現れます。

これらは、「正常な反応」で、多くは一時的なものです。症状をこじらせてしまう場合もあります。

おひとりで悩まず、健康面などでご心配なことがあれば、ご相談ください。

ご要望に応じて、電話相談、家庭訪問も行いますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

【問合先・相談先・申込先】

防府市保健センター 防府市 保健こども部 **健康増進課**

〒747-0805 防府市鞠生町12番1号

TEL (代) 0835-24-2161

FAX 0835-25-4963

E-mail kenkou@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市こども家庭センター 防府市 保健こども部 **こども相談支援課**

〒747-0849 防府市西仁井令二丁目28番8号

TEL 0835-24-8811

FAX 0835-28-2511

E-mail katei@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市 福祉部 **高齢福祉課**

(防府市役所本館2階1番窓口)

〒747-8501 防府市寿町7番1号

TEL 0835-25-2964

FAX 0835-27-0098

E-mail shihoukatsu@city.hofu.yamaguchi.jp

山口県福祉総合相談支援センター (山口県精神保健福祉センター)

〒753-0814 山口市吉敷下東四丁目17番1号

TEL 083-902-2672

3 住宅支援

市営住宅

- 【対象者】 災害（令和８年熊本地震）の被災者で、被災家屋に居住が困難と認められ、市町村の発行する「罹災証明書」を受けられる見込みのある方
- 【入居期間】 原則６ヶ月以内
- 【家賃・敷金】 免除（連帯保証人も不要）
- 【必要書類】 罹災証明書（入居当日取れなくても、後日提出で可）
本人及び住所地のわかるもの（マイナンバーカード、運転免許証、住民票等）

市営住宅に関する情報の窓口

- 【問合せ先】 防府市 土木都市建設部 建築課 住宅管理室 住宅係
(防府市役所本館２階３番窓口)

TEL ０８３５－２５－２１７８

FAX ０８３５－２５－２５３９

E-mail kenchiku@city.hofu.yamaguchi.jp

県営住宅

- 【対象者】 災害（令和８年熊本地震）の被災者で、被災家屋に居住が困難と認められ、市区町村の発行する「罹災証明書」を受けられる見込みのある方
- 【入居期間】 原則６ヶ月以内
- 【家賃・敷金】 免除（連帯保証人も不要）
- 【必要書類】 罹災証明書（入居当日取れなくても、後日提出で可）
本人及び住所地のわかるもの（マイナンバーカード、運転免許証、住民票等）

県営住宅に関する情報の窓口

【問合せ先】指定管理者：(一財) 山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所

住所 山口市桜畠3丁目2番1号 山口県宮野庁舎1階

TEL 083-934-2004

FAX 083-920-4222

E-mail info@ymgc-kj.jp

山口県 土木建築部 住宅課

住所 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3880

FAX 083-933-3899

E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

4 水道料金・下水道使用料の免除

水道料金・下水道使用料の免除についてのお知らせ

免除の対象者

令和8年熊本地震で被災され、防府市または山口県の住宅支援を受けられる世帯

料 金

全額免除

免除の期間

水道・下水道の使用開始から原則6か月間

【問合せ先・届出先】 防府市 上下水道局 **財務課 業務監理室**
（防府市上下水道局 2階）

〒747-0841 防府市仁井令町13番1号

TEL 0835-23-2561

FAX 0835-25-2269

E-mail scustomer@city.hofu.yamaguchi.jp

5 生活必需品の支援

大規模な自然災害により住家が全半壊（焼）、流失、床上浸水したため、被災地から転入し、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対し、生活必需品を必要に応じて支給します。

被服、寝具その他生活必需品の品目は、原則として以下の8品目に限られます。

ただし、これらの品目以外の物品の要望について、被災者の健康上必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達します。

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等（季節を考慮すること）
外 衣	洋服・作業衣・子ども服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶碗・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

※対象となる災害…災害救助法の適用となる災害

【問合せ先・相談先・申込先】 防府市 福祉部 福祉総務課 福祉政策係
（防府市役所本館2階4番窓口）

TEL 0835-25-2349

FAX 0835-25-2549

E-mail shakai@city.hofu.yamaguchi.jp

6 母子保健（妊産婦・乳幼児）

災害救助法の適用を受けた地域等の妊婦さん・お子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、本人の申し出により、下記事項について、健康診査等受診券の発行や健診料等の公費負担を行います。また、ご要望により、保健師等の家庭訪問も行います。

事業の種類

① 母子健康手帳の発行

母子健康手帳は、おかあさんとお子さんの健康の記録として、妊婦さんに発行しています。紛失された場合は無料で発行します。

② 妊婦健康診査（公費負担回数：14回）

乳幼児健康診査（1か月・3か月・7か月・1歳・1歳6か月・3歳児健康診査）

甚大な被害地域の方についての健康診査料金は、原則として本市が負担しますが、居住地と協議することになりますので、状況によっては自己負担が発生する場合があります。

③ 予防接種法に基づく定期の予防接種

居住地から、依頼書がない場合でも、本人の申し出により予防接種が受けられます。

なお、甚大な被害地域の方についての予防接種料金は、原則として本市が負担しますが、居住地と協議することになりますので、状況によっては自己負担が発生する場合があります。

④ 妊産婦・乳幼児の家庭訪問・電話相談

ご要望により、妊婦さんやお子さんの家庭訪問や電話相談を、保健師・助産師等が行います。

【問合せ先・相談先・申込先】 防府市 保健こども部 **こども相談支援課** **（防府市こども家庭センター）**

〒747-0849 防府市西仁井令二丁目28番8号

TEL 0835-24-8811

FAX 0835-28-2511

E-mail katei@city.hofu.yamaguchi.jp

7 子育て支援（保育所等・一時預かり・学童保育・児童手当等）

災害救助法の適用を受けた地域等のお子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、本人の申し出により、保育所等への入所や保育所一時預かり等を行います。

事業の種類

① 保育所等の入所

保護者の方からの聞き取りで、保育の必要があると認められるお子さんは、市内の保育所等（公立・私立）に入所できます。

保育料につきましては、免除となる場合があります。

また、入所にあたり必要な制服・体操着等の物品を、必要に応じて支給します。

② 保育所一時預かり

保護者の疾病や災害等で、一時的に家庭での保育が困難な場合、及び育児疲れによる保護者の心理的肉体的負担を軽減するため、保育所において、一時的に保育します。

利用料につきましては、原則として免除します。

③ 学童保育（留守家庭児童学級）

留守家庭で小学校に入学しているお子さんは、小学校併設の留守家庭児童学級に入級できます。

保育料につきましては、原則として免除します。ただし、おやつ代は実費負担となります。この他、市内4箇所放課後児童クラブがあります。

④ 児童手当・児童扶養手当

受給のためには、所得判定等の要件がありますので、こども給付係へご相談ください。

※ 詳細については、担当窓口でご相談ください。

**【問合せ先・相談先・申込先】 防府市保健こども部 子育て推進課
(防府市役所本館1階1番窓口)**

TEL 0835-25-2626 (子育て支援係)

0835-25-2126 (保育学童係)

0835-25-2348 (こども給付係)

FAX 0835-25-2259

E-mail kosodate@city.hofu.yamaguchi.jp

8 子育て支援（子育て短期支援事業(ショートステイ)）

災害救助法の適用を受けた地域等のお子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、子育て短期支援事業（ショートステイ）をご利用いただけます。

事業の種類

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

被災されたことにより、家庭での養育が困難となった児童を、一時的に児童養護施設等において養護・保育を行います。

利用料につきましては、原則として免除します。

利用期間 原則 7 日以内（利用日数については、御相談に応じます）

**【問合せ先・相談先・申込先】 防府市保健こども部 こども相談支援課
(防府市こども家庭センター)**

〒747-0849 防府市西仁井令二丁目 2 8 番 8 号

TEL 0 8 3 5 - 2 5 - 2 4 1 4 (児童家庭相談係)

FAX 0 8 3 5 - 2 8 - 2 5 1 1

9 幼稚園への入園

防府市内の幼稚園への入園手続き等については次のとおりです。

○幼稚園への入園手続き

防府市内の幼稚園は、全園が私立の幼稚園ですので、入園手続き等につきましては、各幼稚園にご相談ください。

○幼稚園で使用する用品等の支給

幼稚園の制服や体操着、園で使用する用品など、通園するにあたり必要となる物品は、必要に応じて市が負担し支給します。

【問合せ先】

幼稚園への入園手続き

防府市保健子ども部 子育て推進課（防府市役所本館 1 階 1 番窓口）

TEL 0835-25-2126（保育学童係）

FAX 0835-25-2259

E-mail kosodate@city.hofu.yamaguchi.jp

幼稚園で使用する用品等の支給

防府市教育委員会 学校教育課（防府市役所本館 8 階）

TEL 0835-25-2493（学務係）

FAX 0835-25-2203

E-mail gakkou@city.hofu.yamaguchi.jp

10 小中学校への転入学

被災または避難された児童生徒が、防府市の公立小中学校に転校される場合には、通常の転校手続きに必要なとなる在学証明書等の提出がなくても転入学できるよう柔軟に対応しています。

○ 小中学校への転入学

住民票の異動の手続きをしないで防府市に一時避難された児童生徒については、防府市内の公立小中学校に転入学できるよう、柔軟な対応をします。

通常、児童生徒の転入学に必要なとなる在学証明書がなくても、転入学できます。

なお、転入学手続きをとらない一時的な通学についても対応しています。

○ 教科書や学用品等の支給

防府市の小中学校に通われる児童生徒の教科書は、一時的に避難される場合においても無償で支給します。

また、学校で使用する学用品等についても、必要に応じて市で準備して支給します。

○ 就学援助制度

給食費や修学旅行費など、学校生活をするうえで必要となる費用については、保護者の負担軽減を図るため、就学援助制度が設けられています。この制度には一定の要件があり、申請手続きが必要となりますので、学校教育課にご相談ください。

○ 学校給食費の免除

学校給食費については、免除の制度があります。申請手続きが必要となりますので、学校給食管理室にご相談ください。

**【問合せ先・届出先】 防府市教育委員会 学校教育課 学務係
(防府市役所本館8階)**

TEL 0835-25-2493

FAX 0835-25-2203

E-mail gakkou@city.hofu.yamaguchi.jp

学校給食管理室 (防府市鐘紡町7番23号 学校給食センター)

TEL 0835-27-0141 FAX 0835-23-0141

E-mail hofu0141@c-able.ne.jp

1 1 県立高等学校、特別支援学校への転入学

県立高等学校、特別支援学校への転入学の手続き等については、次のようになります。

県立高等学校、特別支援学校への転入学

県立高等学校、特別支援学校への受入れに際し、転入学手続き等の弾力化を図ります。

- ・ 転入学の照会については、随時受け付けます。
- ・ 転入学等に必要な書類で、提出が困難な場合については、ご相談に応じます。

【県立高等学校、特別支援学校への転入学に関する問合せ先】

- ・ 県立高等学校

山口県教育庁 **高校教育課**

TEL 083-933-4627 FAX 083-933-4619

- ・ 特別支援学校

山口県教育庁 **特別支援教育推進室**

TEL 083-933-4615 FAX 083-933-4619

1 2 私立学校（中学校、高等学校）への転入学

私立学校への転入学の手続き等については、各学校へお問い合わせください。

なお、学校一覧は、下記の山口県学事文書課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10400/shigaku/shigakuitiran.html>

【問合せ先】

山口県 総務部 **学事文書課**

TEL 083-933-2138

FAX 083-933-2137

13 養護老人ホーム（やはす苑）入所の支援

被災された方に対する養護老人ホームの受け入れについては、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で受け入れができることとなっています。

被災地で被災した方が防府市に避難され、養護老人ホームに入所を希望される場合については、まずは、下記の窓口まで、ご相談ください。

※ 入所の際には、施設への受け入れの確認と了解が必要となります。

【問合せ先・相談先・申込先】 防府市 福祉部 高齢福祉課 在宅支援係
（防府市役所本館2階1番窓口）

TEL 0835-25-2973

E-mail kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

1 4 介護サービス（施設入所・サービス利用等）の支援

被災された方に対する介護サービスの受け入れについては、各施設とも、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で受け入れができることとなっています。

施設入所や、避難先での介護保険サービスの利用については、県及び保険者（市町等）、施設・サービス提供事業所等と調整が必要となりますので、まずは、下記の窓口にご相談ください。

介護保険料、介護保険サービス利用料についても、下記の窓口までご相談ください。

【問合せ先・相談先・申込先】

防府市 福祉部 高齢福祉課 介護保険室 給付係・認定係
（防府市役所本館2階1番窓口）

TEL 0835-25-2128 （給付係）

TEL 0835-25-2367 （認定係）

E-mail kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

15 障害福祉サービス（施設入所・サービス利用等）の支援

被災された方に対する障害福祉サービスについては、サービス受給者証を提示することができない場合でも、障害福祉サービスを受けることが可能となっています。

施設入所や、避難先での障害福祉サービス（生活介護、居宅介護、短期入所など）の利用を希望される方は、下記の窓口にご相談ください。

障害者手帳・補装具・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）・日常生活用具など、障害に関することについても、下記の窓口にご相談ください。

指定自立支援医療機関

① 更生医療・育成医療

P23 光山医院

P24 ひよしクリニック 桑陽病院 三田尻病院

P25 山口県立総合医療センター

② 精神通院医療

P23 防府保養院 原医院

P24 三好クリニック うちみち脳神経クリニック

ながみつクリニック 三田尻病院 木村脳神経・外科内科

P25 防府病院 山口県立総合医療センター

【問合せ先・相談先・申込先】

防府市 福祉部 **障害福祉課 障害福祉係・調整係**
（防府市役所本館2階2番窓口）

TEL 0835-25-2387 (障害福祉係)

0835-25-2338 (調整係)

E-mail sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

16 障害者・高齢者への路線バス・タクシー運賃の助成

災害救助法の適用を受けた地域等から緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、本人の申し出により、路線バス又はタクシー運賃の助成券を交付します。

対象となる方

・防府市心身障害者福祉タクシー助成（いずれかに該当）

- ① 身体障害者・・・1～3級までの身体障害者手帳所持者
- ② 知的障害者・・・療育手帳Aの所持者
- ③ 精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

助成内容

助成券1枚につき、タクシー運賃が500円引（最大50枚）

・防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成（いずれかに該当）

- ① 70歳以上で運転免許証を持っていない方
小型特殊自動車（農耕トラクター等）の免許のみをお持ちの方は対象となります。
- ② 防府市心身障害者福祉タクシー助成の対象となる方

助成内容（どちらかを選択）

- ㊦ バス利用助成券（申請月から3月までの月数×8枚）
助成券1枚につき、バス運賃が100円引
- ㊧ バス・タクシー共通助成券（申請月から3月までの月数×4枚）
バスで利用する場合・・・助成券1枚につき、バス運賃が200円引
タクシーで利用する場合・・・助成券1枚につき、タクシー運賃が2割引
（助成額に上限あり）

※「防府市心身障害者福祉タクシー助成」と「防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成」は、いずれか一方の選択となります。

【問合せ先・申込先】

防府市心身障害者福祉タクシー助成

防府市 福祉部 障害福祉課 障害者福祉係 （防府市役所本館2階2番窓口）

TEL 0835-25-2387

FAX 0835-25-2539

E-mail sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成

防府市 福祉部 高齢福祉課 （防府市役所本館2階1番窓口）

TEL 0835-25-2119

E-mail kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

17 高齢者の就業支援

防府市シルバー人材センターの会員登録をすることにより、臨時的・短期的な仕事の提供を受け、就業することにより会員業務委託料収入（雑所得）を得ることができます。

対象者

市内在住でおおむね 60 歳以上で、健康で働く意欲のある人

仕事の内容

庭木の剪定、屋内外の一般作業（伐採・枝切り・施設などの清掃等）、施設及び駐車場の管理、除草（刈払機使用を含む）、家事援助、簡単な介護、毛筆筆耕など

【入会申込・問合せ先】 防府市シルバー人材センター

TEL 0835-24-0600

FAX 0835-24-3348

〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号

18 転入手続

転入届

市外から住所を異動する場合は、市民課で住所異動の手続きが必要です。

届出人

本人以外の方が届出人になる場合は、委任状及び届出人の身分証明書が必要です。

※本人との関係により、委任状が不要な場合もあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

転入時

- ① 手続きには、次のものがが必要です。
 - 前住所地の転出証明書
 - 在学証明書（小中学生が異動するとき）
 - 免許証・保険証等の本人確認できるもの
 - マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ② 上記書類が揃わない場合
 - 転出証明書・在学証明書を取得しないで防府市に転入された方は、前自治体へご相談ください。

転入後

印鑑登録証明書・マイナンバーカード（個人番号カード）が必要な方は、転入手続きの際にお尋ねください。

【問合せ先・届出先】 防府市 生活環境部 **市民課 市民係**
（防府市役所本館 1 階 6 番窓口）

TEL 0835-25-2109

FAX 0835-38-6535

E-mail shimin@city.hofu.yamaguchi.jp

19 国民健康保険

転入された方が、転入時にいずれの健康保険にも加入しておられないとき、又は、転入後にそれまで加入していた健康保険から脱退された場合は、住所地における市町村が行う国民健康保険に加入する手続きが必要です。

加入手続き

防府市への転入届出をした場合	転入時、健康保険に加入していない場合	市民課で転入届出後、保険年金課で国民健康保険の加入手続きを行ってください。国民健康保険資格確認書等を発行します。 ○申請に必要なもの ・ なし
	転入後、それまで加入していた健康保険を脱退した場合	保険年金課で国民健康保険の加入手続きを行ってください。国民健康保険資格確認書等を発行します。 ○申請に必要なもの ・ 健康保険資格喪失証明書（脱退した全国健康保険協会や各種健康保険組合に発行してもらう。）

医療機関受診の際は、新しく発行した国民健康保険資格確認書等を提示してください。国民健康保険料の納付については、窓口にて相談してください。

防府市への転入届出をしない場合（一時避難、退避等）	加入中の健康保険資格確認書又はマイナ保険証を所持している場合	医療機関受診時には、健康保険資格確認書又はマイナ保険証を提示してください。
	加入中の健康保険資格確認書又はマイナ保険証を所持していない場合	医療機関等に氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、加入している医療保険者が分かる情報を申し出ることにより受診できます。 なお、健康保険資格確認書等の再交付については、加入する保険者にお問い合わせください。

【問合せ先・届出先】 防府市 保健こども部 保険年金課 国保資格係
（防府市役所本館 1 階 8 番窓口）

TEL 0835-25-2317

FAX 0835-25-2106

E-mail hokennen@city.hofu.yamaguchi.jp

20 後期高齢者医療

転入された方は、住所地における広域連合（山口県の場合は、山口県後期高齢者医療広域連合）が行う後期高齢者医療制度に加入するようになります。

加入手続き

防府市へ転入届出をした場合（新しい資格確認書が山口県後期高齢者医療広域連合から発行されます）	市民課で転入届出後、県外から転入された方は、保険年金課で後期高齢者医療制度の加入手続きを行ってください。（施設等に入所される場合お手続きが不要な場合があります。） ○申請に必要なもの ・負担区分等証明書 資格確認書は1週間程度で新しい住所地へ送付します。
--	--

医療機関等受診の際は、後期高齢者医療資格確認書又はマイナ保険証を提示してください。

後期高齢者医療保険料の納付については、翌月に納付書等が送付されます。

防府市へ転入届出をしない場合（一時避難、退避等）	加入中の後期高齢者医療資格確認書等を所持している場合	医療機関等受診の際は、資格確認書又はマイナ保険証を提示してください。
	加入中の後期高齢者医療資格確認書等を所持していない場合	医療機関等に氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）を申し出ることにより受診できます。 なお、資格確認書等の再交付については、加入する後期高齢者医療広域連合に申請してください。

【届出先】 防府市 保健こども部 **保険年金課 後期高齢者医療係**
（防府市役所本館 1 階 9 番窓口）

TEL 0835-25-2322

FAX 0835-25-2106

E-mail hokennen@city.hofu.yamaguchi.jp

【問合せ先】 同上 もしくは、

山口県後期高齢者医療広域連合

TEL（代）083-921-7111

FAX 083-932-5321

2 1 国民年金保険料の免除

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

年金保険料の免除

被災に伴い、住宅、家財、その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除されます。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市役所窓口または年金事務所へお問い合わせください。

申請書類は、下記の日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

【問合せ先・届出先】 防府市 保健こども部 保険年金課 年金係
(防府市役所本館 1 階 8 番窓口)

TEL 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 6 3

FAX 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 0 6

E-mail hokennen@city.hofu.yamaguchi.jp

・ 山口年金事務所

TEL 0 8 3 - 9 2 2 - 5 6 6 0

・ 街角の年金相談センター防府

〒747-0035 防府市栄町1丁目5番1号笑顔満開通り ルルサス防府2階

TEL 0 8 3 5 - 2 5 - 7 8 3 0

0 5 7 0 - 0 5 - 4 8 9 0 (予約受付専用電話)

※電話による年金相談は受け付けておりません。

・ ねんきんダイヤル

TEL 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5

2 2 医療機関の紹介

防府市の医療機関を地区別に表示しています。
診療科目等については、直接お問い合わせください。

牟礼

深野医院	岩畠 1-22-1	21-1919
牟礼小児科	大字江泊 1917-2	38-0530
木村整形外科	岸津 1-20-20	38-1181
防府保養院	岩畠 1-2-1	38-0535
うえだ内科・循環器クリニック	岸津 1-18-6	28-7091
あらい耳鼻咽喉科クリニック	牟礼今宿 1-5-31	28-8741

松崎

ひらた内科呼吸器科医院	惣社町 1-11	26-3300
吉田整形外科	上天神町 3-8	22-0021
甲嶋内科	戎町 2-5-30	23-8121
手山産婦人科	栄町 1-8-7	22-0188
佐伯医院	南松崎町 8-32	22-1192
松村内科医院	南松崎町 5-20	26-0888
松本クリニック	国衙 4-6-20	25-2522
まつもと整形救急外科病院	天神 2-1-44	22-1409
大西眼科	栄町 2-1-1	22-5307
木村眼科	南松崎町 12-22	27-0202
緑町三祐病院	緑町 1-5-29	22-3145
船津医院	戎町 2-8-12	22-1308

佐波

ふじわら小児科	八王子 2-11-21	23-5501
原医院	八王子 1-20-23	38-2424
古屋敷医院	八王子 1-18-15	27-4777
光山医院	今市町 21-15	22-1361
えま皮膚科	平和町 1-3	22-5621
山口泌尿器科クリニック	八王子 1-4-60	26-5000
深川内科循環器科	佐波 1-14-21	25-1122
杉山内科小児科医院	佐波 1-3-10	23-7104
村田小児科	八王子 2-4-8	24-7100
渡辺内科・呼吸器科	平和町 12-2	23-1955
防府耳鼻咽喉科医院	八王子 1-24-24	23-7194

勝間

ひよしクリニック	鋳物師町 11-8	27-3387
桑陽病院	車塚町 3-20	23-1781
周防医院	車塚町 10-28	22-0410
三好クリニック	東三田尻 1-3-13	25-1020
アベ産婦人科クリニック	車塚町 10-25	22-0385

華浦

うちみち脳神経クリニック	石が口 2-2-38	27-5880
くらしげ小児科	三田尻 1-11-16	22-0279
サンタキッズ&ファミリークリニック	新田1-1-1	26-5533
ながみつクリニック	中央町 9-41	20-1230
三田尻病院	お茶屋町 3-27	22-1110
秋本医院	石が口 1-10-18	22-5152
倉田皮ふ科・乳腺科	石が口 1-3-24	25-8488
山口博愛病院	お茶屋町 2-12	22-2310
防府胃腸病院	駅南町 14-33	22-3339
澤内科消化器科クリニック	中央町 9-6	26-3838
ふなつ眼科防府分院 かわもと眼科	駅南町 8-38	28-8118

新田

はすいけ耳鼻咽喉科クリニック	大字新田 582-1	20-1133
白石ひふ科	大字新田 814	24-1112
よつば呼吸器内科クリニック	大字新田 814	25-1159
防府整形・リウマチクリニック	新田 1-7-1	25-1060
木村脳神経・外科内科	大字新田 780-3	21-5533

中関

山縣整形外科医院	大字田島 1092	22-0246
中司内科	大字田島 587-1	27-0350
くらしげ整形外科クリニック	大字田島 1490-1	25-0076

華城

うのき内科循環器科	桑南 2-14-17	38-4970
かわい腎泌尿器科クリニック	大字植松 559-1	27-3111
おがさまレディースクリニック	大字植松 559-1	26-1107
よしいこどもクリニック	大字植松 559-1	26-0115
岡澤医院	西仁井令 2-10-1	22-6516
寿町クリニック	寿町 3-19	27-5577
防府第一クリニック	華園町 1-8	24-0688

	防府第一クリニック小児科	華園町 1-8	24-0688
右田	大腸クリニックかわむら内科	大字高井 313-1	22-7520
	大田呼吸器内科	大字高井 691-1	26-2525
	防府病院	大字高井 961	22-0759
	ライフクリニック	大字上右田 336-1	22-5577
玉祖	山口県立総合医療センター	大字大崎 10077	22-4411
大道	たかきクリニック	大字台道 3583-5	33-1050
	防府リハビリテーション病院	大字台道 1634-1	32-1777

2 3 歯科医院の紹介

防府市の歯科医院を地区別に表示しています。受診される際は、直接お問い合わせください。

牟礼

おおむら歯科医院	酢貝 6-3	25-6488
水野歯科医院	岸津 1-5-54	27-0066
牟礼歯科医院	岸津 1-7-25	24-4833
山野歯科医院	牟礼今宿 2-23-16	38-0619

松崎

きむら歯科医院	東松崎町 4-26-2	22-1184
しらいし歯科クリニック	緑町 1-11-17	38-1848
松田歯科医院	緑町 1-4-25	22-4618
深野歯科医院	栄町 1-6-11	22-0757
鰐石歯科医院	宮市町 9-26	22-0717
かずき歯科クリニック	緑町 1-8-3	38-5060
国分寺デンタルクリニック	惣社町 4-1	28-8699

佐波

梶山歯科医院	八王子 1-17-9	23-3320
高野歯科医院	今市町 3-23	22-2756
あおぞら歯科クリニック	平和町 14-19	25-1211
防府歯科医院	八王子 1-11-20	23-8200
ホワイト歯科医院	寿町 4-25	38-0345
あい歯科クリニック	高倉 2-5-35	21-1192
八王子歯科	八王子 1-31-24	28-1011
ドレミ歯科医院	佐波 1-2-2	28-1238
ゆう歯科クリニック	八王子 1-10-1	28-3636

勝間

勝間歯科医院	警固町 2-2-35	38-8820
黒川歯科医院	車塚町 11-10	22-1627
ほほえみ歯科	警固町 1-10-31	25-3232
MyDentalClinic	車塚町 3-20	28-0320
やまね歯科医院	車塚町 11-1	25-9522
りえ歯科医院	車塚町 9-34	28-7041
防府リョーマデンタルクリニック総合 歯科矯正歯科	鐘紡町 7-1	24-5202

華浦

小泉歯科医院	三田尻本町 2-17	22-0587
へや歯科クリニック	鞠生町 1-8	25-8241

新田

周陽歯科医院	大字新田 590-3	23-3197
まりふ歯科・こども歯科	新田 1-8-3	22-9192
右田歯科医院	大字新田 775-7	24-0123
しんでん歯科医院	大字新田 915-2	38-2078

中関

クリスタル歯科	大字田島 663-10	21-4180
小林歯科医院	大字田島 371-6	23-6480
城島歯科医院	大字田島 331-2	24-4242
ハート歯科クリニック	大字田島 1485-6	28-8637

華城

しまだ歯科医院	華園町 1-28	25-0118
戸山歯科クリニック	大字仁井令 692-7	21-8577
やまざき歯科医院	大字植松 303-1	24-3337
なごみ歯科クリニック	大字植松 559-1	28-0753
こども歯科じゅんこクリニック	大字仁井令 1047-8	26-6480

右田

こうの歯科クリニック	大字高井 525-2	21-0101
歯科マツダ	大字高井 544	22-4182
ひまわり歯科医院	大字上右田 711-13	27-1180

玉祖

きしもと歯科医院	大字大崎 327-1	25-3370
----------	------------	---------

西浦

深井歯科医院	大字西浦 2066-3	29-3330
アイリスデンタルクリニック	大字西浦 2912-1	29-4188

大道

まこと歯科	大字台道 1318-1	33-0033
山内歯科クリニック	大字台道 422-1	28-1350

24 被災者法律相談援助

・総合法律支援法第30条第1項4号に規定する非常災害として指定された場合は、資力を問わない無料法律相談が可能となります。

・各種裁判手続きでの弁護士や司法書士に依頼をした場合の費用（着手金・実費など）を法テラスが立て替え、分割で法テラスに返済していただく立替金の返済が、この度の災害により難しくなった場合、月々の返済額を減らす、または、返済を一時停止することも可能です。

（相談先） 日本司法支援センター 法テラス山口
（山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2階）
0570-078-353